

余裕期間制度活用工事（フレックス方式）に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（標準実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）である。なお、特記仕様書に記載のない事項は、岡崎市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間制度活用工事（フレックス方式）とする。

2 定義

- (1) 「余裕期間」とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (2) 「標準実工期」とは、発注者が定める、工事期間（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 「実工期」とは、受注者が実際に工事を施工するための期間で、「工事の始終期通知書（様式第92号）」で提出した、工事の始期から終期まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (4) 「全体工期」とは、契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期限までをいう。

3 全体工期

契約締結日の翌日から令和●年●月●日までとする。

（参考）本工事では、標準実工期と余裕期間を以下のとおり見込んでいる。

標準実工期：●日間、余裕期間：●日間（予定）

※工事完了期限内における実工期の変更については、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、全体工期の範囲内において工事の始期及び終期を変更することができる。

4 監理技術者等の専任期間及び現場管理等

- (1) 余裕期間は現場代理人及び主任技術者、監理技術者、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける監理技術者をいう。）、監理技術者補佐、専門技術者を配置することを要しない。ただし、余裕期間制度活用工事は技術者の専任・非専任にかかわらず技術者における手持ち工事の制限の対象とする。
- (2) 余裕期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (3) 余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との調整（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- (4) 余裕期間に行う準備等は受注者の責により行うものとする。

5 前払金の請求

本工事の前払金については、実工期より前に支払を請求することができないものとする。

6 CORINSへの登録

受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除

く。) 以内に登録するものとする。

技術者の従事期間は、実工期を登録するものとする。